

内閣府本府政策評価基本計画

平成 17 年 4 月 1 日
内閣総理大臣決定
平成 18 年 3 月 31 日
一 部 改 正
平成 19 年 6 月 8 日
一 部 改 正

本基本計画は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。)第 6 条の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、政策評価の実施に関する方針、実施体制等について定めるものである。

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革により導入された政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものである。

内閣府本府においても、制度の趣旨を踏まえ、以下の目的を念頭に置きながら、評価法、基本方針及び本基本計画で定める要領により政策評価を実施することとする。

国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底する。

国民本位の効率的で質の高い行政を実現する。

国民的視点に立った成果重視の行政の実現を図る。

内閣府本府における政策相互の適切な連携・融合を一層推進する。

なお、本計画における「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案する行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」(評価法第 2 条第 2 項)であり、以下で定義される「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」すべてを指すものである。

「政策(狭義)」: 特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

「施策」: 上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。

「事務事業」：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

1 計画期間

平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間とする。

2 政策評価の実施に関する方針

内閣府は、「内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること」に加え、「男女共同参画社会の形成の促進」、「消費生活及び市民活動に係る施策を中心とした国民生活の安定及び向上」、「沖縄の振興及び開発」、「北方領土問題の解決の促進」、「災害からの国民の保護」、「政府の施策の実施を支援するための基盤の整備」、「経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保」及び「内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行」等の任務を担っている。

内閣府本府としては、これらの任務を達成するために行う内閣府本府の事務のうち政策評価の対象とされている評価法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事務全般について政策評価を実施する。なお、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるために行う事務(内閣府設置法第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める事務。以下「内閣補助事務」という。)については、そもそも政策評価制度が内閣の統轄機能を補完するものであり、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる行政機関において行うものであることから、評価法において政策評価の対象とされていないところであるが、引き続き事務の効率化に取り組む。

また、複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務(中長期計画等の作成・推進に係る事務)については、関係省庁と連携しながら積極的に政策評価に取り組むものとする。

政策評価に当たっては、政策の特性等に応じて、基本方針に定める「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」の三つの方式のうち、適切な方式を用いるものとする。

3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、以下の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択し、総合的に評価する。

必要性

政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会の二一

ズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているか明らかにする。

優先性

他の観点を踏まえて当該政策が他の政策よりも優先すべきかを明らかにする。

関係部局間の連携

当該政策について、関係部局間における十分な連携が図られたうえで実施されたものを明らかにする。

政策評価の政策への反映

当該政策を実施するに当たり、過去に実施した政策評価で判明した課題への対応が十分図られているかを明らかにする。

4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、定量的な評価手法の開発を進め、できる限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。定量的な評価手法の適用が困難である場合又は客観性の確保に結びつかない場合等においては、定性的な評価手法を適用するものとして、その際にも客観的な情報・データや事実に基づくものとする。

5 政策評価の実施体制に関する事項

(1) 実施体制

政策評価に当たっては、大臣官房政策評価審議官(以下「政策評価審議官」という。)の総括整理の下、大臣官房政策評価広報課(以下「政策評価広報課」という。)、各部局の総務課等(以下「政策評価担当課等」という。)、個別の政策を所管する課等(以下「政策所管課等」という。)及び調整部局(予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関する府全体の調整を担当する部局をいう。以下同じ。)

が、相互に連携を図りながら、以下のような役割分担により行うものとする。なお、政策評価広報課、政策評価担当課等は、必要に応じ、それぞれ、内閣府本府の政策の横断的評価や複数の部局にまたがる政策の評価、部局内の政策で複数の政策所管課等にまたがる政策の評価を行うものとする。

政策評価審議官の役割

内閣府本府における政策評価の総括整理

政策評価広報課の役割

ア 基本計画、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)の策定等政策評価に関する基本的事項の企画及び立案

イ 政策評価の結果等を記載した評価書及びその要旨(以下「評価書等」という。)の審査、取りまとめ。

部局内の政策に関する政策評価担当課等の役割

ア 基本計画、実施計画において事後評価の対象としようとする政策の選定

イ 評価書等の審査

ウ ア及びイに掲げるもののほか政策評価の総括

所管する政策に関する政策所管課等の役割

ア 政策評価の実施

イ 評価書等の作成

調整部局の役割

必要に応じて政策評価広報課と相互に連携・協力

(2) その他

政策評価担当課等及び政策評価広報課は、評価の客観性、評価手法の適正性、評価内容の妥当性、国民に分かりやすいものとなっているか、内閣府本府における政策相互の整合性・連携がとれているかなどの観点から審査する。その過程で、必要に応じ、政策所管課等に対し説明を求め、意見を述べることができるものとする。

内閣府本府内に「内閣府本府政策評価委員会」を設け、内閣府本府の政策評価に関する重要事項について審議する。

6 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価方式

事業評価方式を基本とする。

(2) 評価対象

予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、評価法第9条第1号(当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること)に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。

(3) 規制影響分析(RIA)

規制の新設等による影響の評価(以下「規制影響分析(RIA)」という。)を行う場合は、その方式及び対象について、上記(1)及び(2)に関わらず、規制改革・民間開放推進会議等の方針等を踏まえ、調整部局、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。

(4) 実施の要領

事前評価(規制影響分析(RIA)を含む。以下同じ。)の対象となる政策については、調整部局、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。政策所管課は、予算要求や規則・制度の新設の前に、「5 政策評価の実施体制に関する事項」で定めた実施体制の下、評価を行う。

7 事後評価の実施に関する事項

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

内閣府においては、主要な行政目的に係る政策全般を事後評価の対象とする。

(1) 評価方式

総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。

(2) 評価対象

総合評価方式

各種中長期計画等「政策(狭義)」レベルでとらえることが可能な政策や部局横断的な政策等を対象とする。

実績評価方式

内閣府本府の主要な行政目的に係る政策のうち、「施策」レベルでとらえることが可能な政策全般及び成果重視事業を対象とする。

事業評価方式

事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるものを対象とする。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。

計画期間内に評価の対象とする政策は別表1及び別表2に掲げる政策とする(ただし、別表1に掲げる中長期計画等のうち(4)で設定する実施時期が計画期間に含まれるものに限る。)。ただし、所掌事務の追加等の理由により新たに評価が必要になった政策や時々の社会情勢に応じ評価が必要と考えられる政策などについては、別表1及び別表2にかかわらず評価を行うものとする。評価対象となる政策の評価方法については、実施計画で定めるものとする。

(3) 実施の要領

政策評価広報課は、毎年度、評価法第7条に規定する、当該年度における事後評価の対象としようとする政策、評価方式等を記載した実施計画を作成する。政策所管課等は、この実施計画に基づき、「5 政策評価の実施体制に関する事項」で定めた実施体制の下、評価を行う。

(4) 中長期計画等の評価

別表1に掲げる中長期計画等については、当該計画等の改定等に評価結果が適切に反映されるように評価を実施する。なお、評価の実施時期については、本基本計画の計画期間にかかわらず、以下の評価時期を目途としながら適切な時期を設定するものとする。

- ・中期計画等(期間5年間程度)については、終了年度の前年度から
- ・長期計画等(期間10年間程度)については、中間年度及び終了年度の前年度から

上記を除く年度においては、その時々々の必要性に応じ、関係省庁間で協議し設定したテーマについて評価を実施する。以上の評価結果については、必要に応じ、その概要を白書に掲載する。

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図る。各政策所管課等は、その所掌する政策の特性に応じ、学識経験を有する者からの個別の意見聴取、学識経験を有する者により構成される研究会等の開催、外部研究機関等の活用、既存の審議会等の活用等を行うものとする。政策評価審議官は、政策評価の質の向上を図るために、学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

9 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項

政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業(予算要求(機構・定員要求を含む。)、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等)及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。

政策評価の結果の政策への反映に関する具体的な役割分担は以下に定めるものとする。

政策評価担当課等及び政策所管課等は、政策の企画立案に当たって政策評価の結果を適切に反映する。調整部局は、予算要求等の審査に際し、政策評価の結果を重要な情報として活用する。

政策評価広報課は、政策評価の結果の反映、活用について、政策評価担当課等、当該所管課等及び調整部局に対し必要に応じ意見を述べる。

政策評価担当課等及び政策所管課等は、当該政策への反映状況を政策評価広報課へ報告する。政策評価広報課は、報告を受け、政策評価の結果の政策への反映状況をとりまとめる。

また、内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に関係する政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。

10 政策評価に関する情報の公表に関する事項

政策評価広報課は、決定された基本計画・実施計画、とりまとめた評価書等・反映状況について、速やかに公表するものとする。公表に当たっては、インターネットのホームページへの掲載、窓口での配付及び報道機関への配布等国民にとって容易に入手できる方法でかつ分かりやすい形でこれを行うものとする。

11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 評価方法の改善について

内閣府本府の所掌事務については、未だ政策評価手法が十分に確立していない分野が多いことから、今後、政策評価広報課を中心に、評価手法等の調査研究を進めるとともに、政策評価を担当する人材の養成のための研修、その他必要な方策を講じることにより、政策評価手法等の改善を図っていくものとする。また、政策評価手法等について国民から寄せられた意見・要望についても、その改善に積極的に活用するものとする。

(2) 外部からの意見・要望の受付について

政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を内閣府大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付けるものとする。

(3) 本基本計画の改定

本基本計画は、計画期間内であっても、社会情勢の変化等必要に応じ改定を行う。

別表1 事後評価の対象となる政策

政策分野	部局名等	政策名(中期計画等)
電子政府の構築	大臣官房企画調整課 (注)	電子政府の構築 (内閣府本府電子政府構築計画)
経済財政政策	政策統括官(経済社会システム担当)	民間資金等活用事業(PFI)の推進 (PFI基本方針)
		競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針)
科学技術政策	原子力委員会	原子力研究開発利用の推進 (原子力政策大綱)
防災行政	政策統括官(防災担当)	防災行政の総合的推進 (防災基本計画)
沖縄対策、沖縄の振興への取組	政策統括官(沖縄政策担当) 沖縄振興局	沖縄の振興への取組 (沖縄振興計画)
共生社会政策	政策統括官(共生社会政策担当)	食育の推進 (食育推進基本計画)
		少子化社会対策の総合的推進 (少子化社会対策大綱)
		高齢社会対策の総合的推進 (高齢社会対策大綱)
		障害者施策の総合的推進 (障害者基本計画)
		交通安全対策の総合的推進 (交通安全基本計画)
		犯罪被害者等施策の総合的推進 (犯罪被害者等基本計画)
		自殺対策の総合的推進 (自殺総合対策大綱)
男女共同参画社会の形成の促進	男女共同参画局	男女共同参画社会の形成の促進 (男女共同参画基本計画)
国民生活行政	国民生活局	消費者政策の計画的な推進 (消費者基本計画)

(注)内閣府本府電子政府構築計画における主要施策の実施部局との連携の下に実施。

別表2 事後評価の対象となる政策

政策分野	部局名	政策名(施策及び成果重視事業)
社会連帯等の国民運動	大臣官房管理室	社会連帯等の国民運動
遺棄化学兵器廃棄処理事業	大臣官房遺棄化学兵器処理担当室	遺棄化学兵器の廃棄処理事業
政府広報・広聴活動	大臣官房政府広報室	政府広報の実施
		世論の調査
経済財政政策	政策統括官(経済財政運営担当)	政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善
		対日直接投資に関する国民理解の増進及び海外広報の推進
		物価関連施策の推進
	政策統括官(経済社会システム担当)	市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善
	政策統括官(経済財政分析担当)	国内の経済動向の分析
		国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
海外の経済動向の分析		
防災行政	政策統括官(防災担当)	防災に関する普及・啓発
		国際防災協力の推進
		災害復旧・復興に関する施策の推進
		地震対策等の推進
沖縄対策、沖縄の振興への取組	政策統括官(沖縄政策担当)	沖縄における産業振興
		沖縄の離島の活性化
	沖縄振興局	沖縄の特殊事情に伴う特別対策
		沖縄の戦後処理対策
共生社会政策	政策統括官(共生社会政策担当)	青年国際交流の推進
		青少年健全育成に関する普及・啓発
		少子化社会対策に関する普及・啓発
		高齢社会対策に関する普及・啓発
		障害者施策に関する普及・啓発
		交通安全対策に関する普及・啓発
栄典行政の適切な遂行	賞勲局	栄典制度の適切な運用
男女共同参画社会の形成の促進	男女共同参画局	男女共同参画に関する普及・啓発
		国際交流・国際協力の促進
		女性に対する暴力の根絶に向けた取組
		女性のチャレンジ支援

国民生活行政	国民生活局	国民生活に関する調査分析
		省資源・省エネルギー型生活の推進
		公益通報者保護に関する施策の推進
		個人情報保護に関する施策の推進
		市民活動の促進
		消費者行政の推進
食品安全行政	食品安全委員会事務局	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進
原子力安全対策	原子力安全委員会事務局	原子力安全対策
電子政府の構築	経済社会総合研究所	経済財政政策関係業務システムの最適化（成果重視事業）
経済社会総合研究		経済社会活動の総合的研究
		国民経済計算
北方領土問題の解決の促進	北方対策本部	北方領土問題解決促進のための施策の推進
国際平和協力業務等	国際平和協力本部事務局	国際平和協力業務等の推進